

令和元年 9 月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和元年 9 月 30 日

開会：午後 2 時 00 分～午後 2 時 41 分

○出席者

教育長 首藤 修一

教育委員

教育長職務代理者 渡邊 一郎

委員 江端 源治

委員 駒田 真由美

委員 堀 俊一

事務局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 林 安喜夫

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 森田 大輔 保健給食課長 西本 岳史

教育センター長 中村 文俊 生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆

コミュニティ推進課長 吉本 知亮 ほか担当職員

○教育長 ただいまから、教育委員会の定例会を開会いたします。

日程第 1 「会期について」をお諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は午後 2 時から 4 時までの 2 時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認め、会議時間は午後 4 時までの 2 時間といたしま

す。

それでは次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は渡邊委員を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは日程第3、議案第26号「守口市立図書館条例施行規則案」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第26号「守口市立図書館条例施行規則案」

守口市立図書館条例施行規則を次のとおりとする。

令和元年9月30日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは議案第26号「守口市立図書館条例施行規則案について」御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の1ページから12ページまでを御参照賜りたいと存じます。

本規則案の目的についてでございますが、守口市立生涯学習情報センターを令和2年4月に図書館法に基づく守口市立図書館としてリニューアルオープンすることとし、令和元年9月市議会定例会において、守口市立図書館条例が議決されたことから同条例の施行に関し、必要な事項について、守口市立図書館条例施行規則案を9月教育委員会定例会に提出させていただいた次第でございます。

それでは本規則案の具体的な内容について、御説明申し上げます。

第1条では、本規則の設置の趣旨について規定しております。

第2条では、図書館の事業について定めております。

第3条では、館長の職務について定めるものでございます。

第4条は、利用時間について定めており、午前10時から午後10時までとしております。

第5条は、休館日等について定めており、毎週火曜日、年末年始、12月29日か

ら1月3日及び資料整理期間としまして、年1回2週間程度としております。

第6条から12条までは、個人貸出しの対象、冊数、期間等について定めております。

第13条から18条までは、団体貸出しの対象、冊数、期間について定めております。

第19条では、来館が困難な方への郵送による貸出しについて定めております。

第20条では、対面朗読について定め、第21条では、館外貸出しをしない図書及び視聴覚資料について定めております。

第22条では、貸出しの停止について定め、第23条では、図書館資料の賠償について定めております。

第24条では、インターネットサービスの登録について。

第25条では、図書等の予約及びリクエストについて。

第26条では、図書等の複写について定めております。

第27条では、図書館資料の寄贈について定め、第28条から30条までは会議室等の利用について定めております。

第31条では、減免について。

第32条では、駐車場の使用料の減免について定めております。

第33条では、減免の申請について定めております。

第34条では、使用料の還付を定めており、第35条では遵守事項について定めております。

第36条では、指定管理者による管理について。

第37条では、必要な事項は委員会が別に定める旨、定めております。

附則でございますが第1項におきまして、施行期日を令和2年4月1日から施行するものとし、第2項では、図書館事業の実施について必要な準備についてはこの規則の施行前において行うことができることを記載しております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員 10ページの多目的ホールをお借りするのに、備品がすごく細かく書いてあるのですが、これはエナジーホールと比べてどう違うのか、教えていただいてもよろしいですか。

○事務局 こちらの多目的ホールの附属設備又、備品等の金額につきましては、基本的には以前の生涯学習情報センターのときに設定した金額と差がないような調整をして料金設定しておりますので、その金額をそのまま採用させていただいており、文化センターとの設備、備品等につきましても大体、同程度の金額になっております。

○委員 備品の持ち込みは可能なのか。また、7ページの第28条に利用の申請が1年前からと書いてありますが、例えば、1年前からホールを予約して、第34条には3カ月前に使用しない旨の申し出のあったときは何割、もしくは、1カ月前なら何割返金するという形になっているのですが、備品の場合はどういうふうになるのでしょうか。

○事務局 まず、使用につきましては、1年前から予約は可能となっております。還付につきましては、第34条に書いているとおりでございます。貸し室等の部屋につきましては3カ月前までに利用しない旨の届け出があった場合は、8割という規定がございますが、附属設備につきましては全部を返還する、また、使用しない場合も全額を返還するという規定となっております。

ここに書いているもの以外の附属設備等の持ち込みにつきましては、利用者とお話しをさせていただきまして、基本的には許可するという形で運用を考えております。

○教育長 ほかにございませんか。

これに関しまして、条例施行規則の主語の中で「委員会は」というのは何を指しますか。

○事務局 この施行規則の中における「委員会」というのは教育委員会を指しております。

○教育長 そうしますと、これは実質的には指定管理者というふうに読みかえて考えたらいいんですか。

○事務局 指定管理者に読みかえていく部分が大多数ではございますが、読みかえない部分といたしまして、例えば、第4条もしくは第5条は利用時間や休館日については指定管理者独自で変えるということは無理でして、教育委員会が特に必要があると認めた場合に変更できるという規定になります。

○教育長 それではほかにはございせんか。よろしいですか。

ほかには御意見、御質問ないようでございますので採決したいと思います。

議案第26号につきましては、原案どおり承認することに異議ございせんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第26号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは、日程第4、議案第27号「令和元年度教育委員会表彰について」を議題といたします。議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第27号「令和元年度教育委員会表彰について」

「令和元年度教育委員会表彰について」次のとおりとする。

令和元年9月30日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 それでは議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは議案第27号、令和元年度教育委員会表彰について御説明させていただきます。

お手元に「教育委員会表彰候補者名簿」及び参考資料といたしまして、守口市教育委員会表彰規定、及び細部基準をお配りしておりますので参照していただきますよう、

よろしく願いいたします。

教育委員会表彰は、守口市教育委員会表彰規程により、教育委員会事務局及び学校、並びに教育機関の職員、市立学校の児童・生徒、その他市内の学校及び教育委員会の関係団体に所属する方々を対象に多年にわたる功績に対し、また競技等で優秀な成績をおさめられた方々を表彰するものでございます。

それでは表彰者名簿につきまして御説明させていただきます。

9月6日に教育長及び教育委員会事務局の関係部課長が出席し、教育委員会表彰選考会にて選考したものでございます。

候補者名簿1ページから3ページが一般功労者の9名。4ページから7ページまでが競技関係等で13名、2団体。8ページ、9ページが学校関係者の永年勤続者8名で計30名、2団体の候補者及び団体となっております。以下、敬称を省略して進めさせていただきます。

まず、一般功労者関係でございます。1ページを御覧ください。

保健給食課からは学校医、学校歯科医として博多尚文から西尾昌峰の4名が推薦されております。

2ページにまいりまして、生涯学習・スポーツ振興課からは、文化財研究会副会長、福田治夫から3ページの守口市スポーツ少年団バドミントン部会指導者の吉野美紀までの5名が推薦されております。

以上、9名につきましては表彰規程第3条第3号及び細部基準第3条第6号Bランクの10年以上の役職にあった者に該当いたします。

4ページを御覧ください。

次は競技関係でございます。学校教育課からは、守口市立第一中学校3年生、川又碧仁は、第46回全日本中学校陸上競技選手権大会、男子200メートル出場。同じく、守口市立第一中学校2年生、森本海咲希は、第46回全日本中学校陸上競技選手権大会、女子100メートル出場。守口市立八雲中学校3年生、塩原希梨は、第46

回全日本中学校陸上競技選手権大会、女子800メートル出場。守口市立樟風中学校3年生、石村錦は、第50回全国中学校柔道大会、男子55キロ級の部出場。守口市立大久保中学校準硬式野球部は、第73回大阪中学校春季選抜野球大会、準硬式野球の部優勝。守口市立樟風中学校コーラス部は、第12回声楽アンサンブルコンテスト全国大会、中学校部門優良賞。

5ページにまいりまして、守口市立梶中学校、当時3年生、山本こころ、田島花野和の二人がJOCジュニアオリンピックカップ、第32回全国都道府県対抗中学バレーボール大会出場。守口市立樟風中学校、当時3年生、大矢涼生が第21回日本ジュニア管打楽器コンクール本選考会、ソロ部門パーカッションの部、中学生コース金賞。

以上7名、2団体が表彰規程第2条第3号に該当することから推薦されております。

6ページにまいりまして、生涯学習・スポーツ振興課からは、守口市立守口小学校2年生西垣琴は、第19回全日本少年少女空手道選手権大会、空手道個人形小学2年生女子の部出場。守口市立下島小学校、当時4年生、押野匠基がJOCジュニアオリンピックカップ第11回全日本ジュニアテコンドー選手権大会優勝。守口市立樟風中学校3年生、須田梨紗子は第17回全日本女子軟式野球学生選手権大会出場。第4回全日本中学女子軟式野球大会出場。

以上3名が、表彰規程第2条第3号に該当することから推薦されております。

次に、高松中央高等学校3年生、佐藤一樹は、第46回全国高等学校空手道選手権大会、男子団体組手の部優勝。大阪学芸高等学校3年生、雪野夏未は、JOCジュニアオリンピックカップ第38回全国高等学校空手道選抜大会、女子団体形の部優勝。

7ページにまいりまして、大阪学芸高等学校附属中学校、当時3年生、雪野正博は、第26回全国中学生空手道選手権大会、男子団体形の部優勝。

以上3名につきましては、表彰規程第3条第2号に該当することから推薦されております。

最後に永年勤続者でございます。

8 ページ、学校教育課からは、表彰規程第 1 条第 3 号に該当することから 8 名が、推薦されています。

以上、簡単な説明でございますが御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

なお教育委員会表彰式は、11 月 1 日 金曜日、午後 2 時より開式でございますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。それでは何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

○事務局 補足ですが、ここで読み上げました生徒とは別に、まだ全国大会が開催されていない生徒がおりますので、出場したという報告を受けましたら、次の教育委員会定例会で追加議案として提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 わかりました。何か御質問、ございますか。御意見、御質問がないようでございますので、採決いたしたいと思います。

議案第 27 号につきましては、原案どおり承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 はい、それでは異議なしと認め、議案第 27 号につきましては、原案どおり承認いたしました。

これで本日の日程は終了しました。

それでは、次に報告事項に移ります。報告事項 1 「令和元年度中学校チャレンジテスト（3 年生）結果概要について」の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、令和元年度大阪府中学生チャレンジテスト（3 年生）結果概要について報告させていただきます。

恐れ入りますが、カラー資料「守口市の結果概要」を御参照いただきますよう、お願いいたします。

令和元年度中学校3年生のチャレンジテストにつきましては、6月19日に全校参加により実施され、その結果が8月21日に送付されたところです。

それでは資料をもとに結果概要を説明させていただきます。

左上段は、本市の教科別の平均正答率を示しており、現3年生の1年生、2年生時の平均正答率を並べて示しております。参考に記載しております大阪府と比較いたしますと、全ての教科で大阪府平均を下回る結果となっております。

左中段には、教科別の同一集団比較として、平成29年度1年生時から令和元年度3年生時までの府を1としたときの本市の状況を示しております。国語、数学と理科、英語の4教科では2年生時より向上が見られました。

また、左下段では、全教科の合計で同様の比較をしたものを示しており、大阪府との差は2年生時と比べ小さくなっております。

続きまして、資料の右側に移り説明をいたします。上段の左には、各教科の観点別比較を示しております。観点別の状況につきましては、府を1としたときの守口市の結果を示しております。

また上段の右側には、調査教科の授業に対する生徒の意識についての結果をあらわしたグラフを示しております。

下段には教科ごとの観点別の結果と考察を示しております。

観点別を見たところ、国語に関しましては、「話す力」「聞く力」の向上を図るため、今後とも文章を読み、内容を的確に捉えるための指導や文の構成について考えたり、多様な語句の理解を深め表現に生かしたりするような指導を行っていく必要があることを示しております。

社会に関しましては、3観点とも府より低い状況であるため、資料を活用する場面を多く設定し、必要な情報を読み取り、まとめたりする活動を取り入れ、根拠に基づいて説明し合う活動などを通じ、自分の考えを深める授業改善を進めていく必要があることを示しております。

数学に関しましては、数学的な見方や考え方の習得に向け、習得した知識や技能を活用し、論理的に説明する活動やその過程を振り返る活動を通し、思考力を高めるような授業により一層取り組む必要があることを示しております。

理科に関しましては、特に「科学的な思考・表現力」の向上に向け、習得した知識・技能や日常の経験から生徒が自分の考えを持ち、グループでの対話から考えを深めていくことができるように視点の提示や問い返しをするなどの活動を取り入れた授業改善を進めていく必要があることを示しております。

最後に、英語に関しましては、特に府との差が大きい「外国語表現の能力」の育成に向け、英作文を書く、スピーチをするなどの活動を取り入れたり、ペアやグループによる活動など学習形態を工夫したりする必要があることを示しております。

以上が結果の概要でございます。この概要を含めた調査結果につきましては、本調査の目的を踏まえ、市教育委員会として生徒の状況把握及び教育施策の成果と課題検証の材料とすること。並びに学校として、生徒の状況把握及び日々の教育活動、とりわけ授業改善の検証材料とするとともに、本調査の結果分析をもとに府より提供された評定の範囲、府全体の評定平均を活用し、評価活動の改善と充実を図るものであることから市立学校に周知し、活用するものと考えております。

なお大阪府公立高等学校入学者選抜には、本調査を活用した評価が調査書へ記載されることとなっております。

以上、まことに簡単な報告でございますが、よろしく願いいたします。

○教育長　はい、説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんか。よろしいですか。ないようでしたら本日の定例会は閉会したいと思います。他に何か報告はありますか。

○事務局　大阪府中学生チャレンジテストの見直しについて、報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、本日配付させていただいております資料「大阪府中学生チャレン

ジテストの見直しについて」を御参照いただきますようお願いいたします。

本資料につきましては、去る9月3日、朝日新聞で「内申点反映ルール統一」との見出しによって取り上げられるなど、一部報道された件について、翌4日に大阪府教育庁より案として送付されたものでございます。

大阪府教育庁では、調査書の評定の公平性の担保及び学力向上の観点から、中学生チャレンジテストの見直しを進めているところでございます。

まずは、評定の公平性のルールの見直しについてでございます。現行では中学1・2年生においては、テストの実施教科ごとに府が評定の範囲を示し、各生徒の評定がその範囲におさまっているか否かを確認。又、中学3年生においてはテストの府の平均点と各校の平均点の比較を通じて、府の評定平均から各校の評定平均を算出し、そのプラスマイナス0.3以内に全生徒の9教科の評定平均をおさめることとされております。

新ルール案では、全学年においてテスト実施の5教科、1年生は3教科となりますが、その府の平均点と各校の平均点の比較を通して、府の評定平均から各校の評定平均を算出し、そのプラスマイナス0.3以内に全生徒の5教科、1年生については3教科の評定平均をおさめる。なお、テストのない教科についてのルールは検討中とし、令和2年度からの実施が検討されております。

次に、小学校の学力向上の取組みについてでございます。学習のつまずきを早期に把握し、手だてを講じることができるよう、現在の中学生チャレンジテストに加え、小学生力だめしテストの実施が検討されております。実施学年、教科は5年生では国語、算数、理科。6年生では、理科。ただし、この理科については全国調査の実施がないときのみ。実施日は、全国調査と同日とし、令和3年度からの実施を検討されております。

今後、詳細な情報提供があり次第、追って報告をさせていただきます。

以上、まことに簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○教育長　これに関して御質問や要望等あれば、お聞きしたいと思いますが。

○委員　見直し案について、小学校の学力向上の取り組みのところで、力だめしプリントがあるのですが、守口ではどのように活用されているのでしょうか。これは大阪府がつくった力だめしプリントのことですね。

○事務局　小学生力だめしプリントですが、府から詳細を聞き、研究指定校等では必須でやっているのですが、その他ではデータとして各学校に示し、必要に応じて活用するようにしております。

○事務局　補足でございますが、この力だめしテストにつきましては、大阪府が以前より全国学力調査の問題をもととして同様の趣旨の問題をこれまで継続的につくっておりまして、本市としましては、そのデータをサーバに落とし、各学校の教員がいつでも手に取れるような状態で配信させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員　どのように活用されているかというのは、各校によって違うということですね。例えば、放課後学習をされている学校が多いんですけど、そこで活用されているとか、もしくは、そういったことが決まっているのかどうか。

○事務局　この力だめしプリントにつきましては、主に思考・判断・表現力、いわば、活用力を問う問題でございまして、本市での放課後学習については主に基礎・基本の知識理解を中心としたプリントを使っております。

なお、この力だめしプリントにつきましては、本市では学期ごとに活用力を問う問題をするようにこちらからも依頼をし、各校で取り組んでいただいているところで、ツールの一つとしては御活用いただいています。

○教育長　ほかに何か報告ありますか。

○事務局　平成30年度に実施しました社会教育関連事業に係る経過について報告させていただきます。

生涯学習・スポーツ振興課では、大きな事業の変更はございませんが、市美展では

4日間の開催で出店数310点。来場者数、1,316人。対前年比0.8%増での開催となりました。守口市歴史館、旧中西家住宅では年間25の事業、44回開催し、参加人数、2,372人。入館者数、3,226人。対前年比0.97%増となりました。文化財事業では文化財講座を2回開催し、43人の参加があり、文化財展には入館者数、153人。対前年比0.7%の増がありました。また大枝中村家文書の文化財指定に向けての調査を進めているところでございます。最後に市立図書館におきましては、設計が終了し、施設改良に取り組んでおるところでございます。

○事務局　　続きまして、コミュニティ推進課から主な社会教育に関する事業等を報告させていただきます。

平成30年度より市内の各コミュニティセンターにおいて、指定管理者制度を導入いたしました。各指定管理者により食育講座、人権講座、絵本の読み聞かせなど社会教育事業に関する事業、36事業を実施し、延べ965人の参加がありました。

次に、本市において、青少年の健全な育成を目的とし、積極的かつ継続的な社会教育活動を行う青少年関係団体に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助する守口市青少年関係団体補助金を交付しております。なお、平成30年度につきましては12団体への交付をいたしました。

以上、まことに簡単な説明ですが、生涯学習・スポーツ振興課、コミュニティ推進課からの報告とさせていただきます。

○教育長　　社会教育関係についての説明がございましたが、何か御質問はございませんか。はい、それではほかに報告はございませんか。

ほかにないようですので、本日の定例会を閉会します。